2016 年 2 月 0IE コード委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)並びに関連委員会、作業部会及び 特別専門家会合に対し、その成された仕事に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動 物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えてくれたことに感謝します。 我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

1. 第6部新規章 牛の商業用生産におけるサルモネラの予防と防除

2. 第6部新規章 豚の商業用生産におけるサルモネラの予防と防除

3. 第6.1章 食品安全システムにおける獣医サービスの役割

4. 第8. X 章 結核菌群感染症

5. 第 15.1 章 アフリカ豚コレラ感染症

1. 第6部新規章 牛の商業用生産におけるサルモネラの予防と防除

第 6. X. 4 条

予防及び管理措置の目的

予防及び管理措置は、牛又は公衆衛生に極めて大きな結果をもたらすサルモネラの型を 主な対象とすることが推奨される。

商業利用牛生産システムに予防及び管理措置を適用することによって、以下の各号の結果が得られる場合がある。

- 1) と畜場/食肉処理場に侵入するサルモネラの流行及び濃度が低減し、それによって、と畜及び食肉処理手順における課題が減少し、牛の肉が汚染される可能性が低下する。
- 2) 乳がサルモネラに汚染される可能性が低下する。
- 3) 牛の糞尿廃棄物を介した環境のサルモネラ汚染が低下し、その結果、動物(野生生物を含む)の感染が限定される。
- 4) 感染牛又は汚染物質との接触を通じた人の感染の可能性が低下する。

<u>適切であれば、予防及び管理措置は,適正規範(適正農業規範等)や HACCP(危害分析・</u> 重要管理点)の原則を考慮に入れることが推奨される。

理由

食品安全に関しては適正規範(適正農業規範等)や HACCP(危害分析・重要管理点)の 原則が重視されるべきである。

第 6. X. 5 条

バイオセキュリティ

バイオセキュリティは、サルモネラの予防及び管理に役立つよう適用される。バイオセキュリティ管理計画は、展開される商業利用牛生産システム(集約型又は粗放型等<u>、肉用又は乳用</u>)に応じて作成されるべきである。本条各号に規定される措置の適用性は、商業利用牛生産システムの型に応じて多様なものになる。

バイオセキュリティ管理計画の一部としてサルモネラを加える場合には、以下の各号に 傾注することが推奨される。

- 1) 当該飼育施設の場所、設計及び管理
- 2) 牛の健康の獣医学的監視
- 3) 牛の導入及び混合の管理
- 4) 動物の健康、人の健康及び食品安全に対するその責任及び役割に関する職員の 研修

- 5) 記録(牛の健康、生産、移動、投薬、ワクチン接種及び死亡並びに農場の建物 及び設備の清掃及び消毒に関するデータを含む)の保管
- 6) サルモネラのサーベイランスが実施される場合には、検査結果の農場運営者に よる利用
- 7) 牛用施設周辺に害虫を引きつける又は生息場所を提供することになる不要な 草木及び瓦礫の除去
- 8) 牛用建物及び飼料保管庫内への野生鳥侵入の最小限化
- 9) 牛が取り扱われる又は収容される建物の清掃及び消毒処置。たとえば、空舎後の集約型牛舎、分娩区域及び療養房の清掃及び消毒処置には、給餌器、給水器、壁、通路、家畜房間の仕切り及び換気管が含まれる場合がある。可視可能なすべての有機物は、消毒前に取り除かれるものとする。

化学消毒薬が使用される場合には、サルモネラに対する有効濃度及び接触時間が考慮されるものとし、消毒薬の選択に当たっては、清掃プロセスを考慮するものとする。表面は、消毒後の乾燥が可能なものであるものとする。消毒薬は、第4.13条に従い使用されるものとする。

- 10) げっ歯類、節足動物等の有害生物の管理及び有効性の定期的評価
- 11) 人及び輸送機関の出入り及び移動の管理及び衛生処置
- 12) <u>当該飼育施設に入るすべての職員及び訪問者に適用されるバイオセキュリティ。これには、手洗い及び靴の消毒が最低限含まれる。大規模農場において、個別の疫学単位の間を移動する場合にも、同様の予防措置がとられることが推</u>奨される。
- 1<mark>32</mark>) リスクがあると認められる器具及び輸送機関の清掃及び消毒
- 143) 死亡動物、寝わら、糞便その他の汚染されているおそれのある農場廃棄物の、サルモネラ伝播の可能性を最小限に抑え、人、家畜及び野生生物のサルモネラへの直接的又は間接的暴露を予防する方法での保管及び廃棄。牛の寝わら及び糞便が、食用として消費される園芸作物に使用される土地に利用される場合には、特別な注意が払われるものとする。
- 15) <u>感染牛又は汚染物質との接触を通じた職員及び訪問者の感染を防ぐための管理及び衛生処置</u>
- 16) <u>適切であれば、動物が感染の疑いがある又は感染している場合のサルモネラの</u> さらなる広がりを防ぐためのバイオセキュリティ

理由

パラグラフ1については、バイオセキュリティ管理計画は、集約型又は粗放型といった 商業利用牛生産システムの違いとともに、肉用又は乳用といった商業利用牛生産システ ムの違いも考慮すべきである。

当該飼育施設に入るすべての職員及び訪問者はサルモネラの侵入源となることがある

ため、パラグラフ 2 の新たな 12) として、当該飼育施設に入るすべての職員及び訪問者に適用されるバイオセキュリティを追加することを提案する。

感染牛又は汚染物質との接触を通じた職員及び訪問者の感染防止は第 6. X. 4 章の目的でも言及されているため、パラグラフ 2 の新たな 15) としてその管理及び衛生処置を追加することを提案する。

パラグラフ2の新たな16)として、動物が感染の疑いがある又は感染している場合のサルモネラのさらなる広がりを防ぐためのバイオセキュリティを追加することを提案する。

第6. X. 7条

牛の導入管理

牛の導入を通じたサルモネラの侵入の可能性を最小限に抑えるため、以下の各号が推奨 される。

- 1) 牛の導入を通じたサルモネラの侵入の可能性を啓蒙するため、牛生産チェーン に沿った良好なコミュニケーションが奨励されるものとする。
- 2) 後継牛の導入元の数を最小限に抑えることに配慮が払われるものとする。
- 3) 可能な場合には常に、精液又は受精卵の使用を介した新しい遺伝物質の導入が 考慮されるものとする。
- 4) 家畜市場その他の、複数の農場からの牛が再販のため混合される場所は、牛の間でサルモネラその他の感染性病原体をまん延させる可能性を高めるおそれがあることから、可能な場合には、牛は、原産動物群から直接導入されるものとする。
- 5) 新しく導入された牛は、他の牛と混合される前に、適当な期間(たとえば 4 週間)、当該動物群のその他の牛から離して飼育されるものとする。
- 6) 未知のステイタスの牛の導入等の場合には、その後の管理措置を形成するため、 他の牛と混合される前の動物のサルモネラ検査を適宜考慮するものとする。

理由

新しく導入された牛を隔離して飼育している間にサルモネラ検査が実施されることも 考えられるので、追加することを提案する。

2. 第6部新規章 豚の商業用生産におけるサルモネラの予防と防除

第 6. Y. 4 条

予防及び管理措置の目的

予防及び管理措置は、豚又は公衆衛生に極めて大きな結果をもたらすサルモネラの型を 主な対象とすることが推奨される。

商業利用豚生産システムに予防及び管理措置を適用することによって、以下の各号の結果が得られる場合がある。

- 1) と畜場/食肉処理場に侵入するサルモネラの流行及び濃度が低減し、それによって、と畜及び食肉処理手順における課題が減少し、豚の肉が汚染される可能性が低下する。
- 2) 豚の堆肥を介した環境のサルモネラ汚染が低下し、その結果、動物(野生生物を含む)の感染が限定される。
- 3) 感染豚又は汚染物質との接触を通じた人の感染の可能性が低下する。

<mark>適切であれば,予防及び管理措置は,適正規範(適正農業規範等)や HACCP (危害分析・</mark> 重要管理点)の原則を考慮に入れることが推奨される。

理由

食品安全に関しては適正規範(適正農業規範等)やHACCP(危害分析・重要管理点)の 原則が重視されるべきである。

第6. Y. 5条

バイオセキュリティ

バイオセキュリティは、サルモネラの予防及び管理に役立つよう適用される。具体的措置の選択は、商業利用豚生産システムの型に応じて多様なものになる。

バイオセキュリティ管理計画の一部としてサルモネラを加える場合には、以下の各号に 傾注することが推奨される。

- 1) 当該飼育施設の場所、設計及び管理
- 2) 豚の健康の獣医学的監視
- 3) 豚の導入及び混合の管理
- 4) 動物の健康、人の健康、食品安全に対するその責任及び役割に関する職員の研修
- 5) 記録(豚の健康、生産、移動、投薬、ワクチン接種及び死亡並びに農場の建物 及び設備の清掃及び消毒に関するデータを含む)の保管
- 6) サルモネラのサーベイランスが実施される場合には、検査結果の農場運営者に

よる利用

- 7) 豚舎周辺に害虫を引きつける又は生息場所を提供することになる不要な草木及び瓦礫の除去
- 8) 豚用建物及び飼料保管庫内への野生鳥侵入の最小限化
- 9) 豚が取り扱われる又は収容される建物(給餌システム、給水器、床、壁、通路、 歩道、家畜房間の仕切り及び換気管を含む)の清掃及び消毒処置。可視可能な すべて有機物は、消毒前に取り除かれるものとする。
- 10) げっ歯類、節足動物等の有害生物の管理及び有効性の定期的評価
- 11) 人及び輸送機関の出入り及び移動の管理及び衛生処置
- 12) 当該飼育施設に入るすべての職員及び訪問者に適用されるバイオセキュリティ。これには、手洗い、及び当該飼育施設が提供した清潔な服及び靴への着替えが最低限含まれる。大規模農場において、個別の疫学単位の間を移動する場合にも、同様の予防措置がとらえることが推奨される。
- 13) リスクがあると認められる器具及び輸送機関の清掃及び消毒
- 14) 死亡動物、寝わら、糞便その他の汚染されているおそれのある農場廃棄物の、 サルモネラ伝播の可能性を最小限に抑え、人、家畜及び野生生物のサルモネラ への直接的又は間接的暴露を予防する方法での保管及び廃棄。豚の寝わら及び 糞便が、食用として消費される園芸作物に使用される土地に利用される場合に は、特別な注意が払われるものとする。
- 15) <u>感染豚又は汚染物質との接触を通じた職員及び訪問者の感染を防ぐための管理</u> 及び衛生処置
- 16) <u>適切であれば、豚が感染の疑いがある又は感染している場合のサルモネラのさらなる広がりを防ぐためのバイオセキュリティ</u>

理由

感染豚又は汚染物質との接触を通じた職員及び訪問者の感染防止は第 6. Y. 4 章の目的でも言及されているため、パラグラフ 2 の新たな 15) としてその管理及び衛生処置を追加することを提案する。

パラグラフ2の新たな16)として、動物が感染の疑いがある又は感染している場合のサルモネラのさらなる広がりを防ぐためのバイオセキュリティを追加することを提案する。

第 6. Y. 7 条

飼育施設への豚の導入管理

中程度又は高度にまん延した地域では、動物群への豚の導入が重要なリスク要因である。豚の入れ替えによるサルモネラ侵入の可能性を最小限に抑えるため、以下の各号が

推奨される。

- 1) 豚の導入を通じたサルモネラの侵入リスクを啓蒙するため、豚生産チェーンに沿った良好なコミュニケーションが奨励されるものとする。
- 2) 後継繁殖畜及び肥育豚の導入元の数を最小限に抑えること、並びにサルモネラ の清浄性、又はサルモネラ・ティフィムリウム等重要血清型の発生に関連する、 動物群のサルモネラステイタスの突合に配慮が払われるものとする。
- 3) 新たな遺伝物質の導入は、可能な場合には常に、精液の使用を通じて行われるものとする。
- 4) 家畜市場その他の、複数の農場からの豚が再販のため混合される場所は、豚の間でサルモネラその他の感染性病原体をまん延させる可能性を高めるおそれがあることから、可能な場合には、豚は、原産動物群から直接導入されるものとする。
- 5) 新しく導入された豚は、他の豚と混合される前に、適当な期間(たとえば 4 週間)、当該動物群のその他の豚から離して飼育されるものとする。
- 6) 未知のステイタスの豚の導入等の場合には、その後の管理措置を形成するため、 他の豚と混合される前の動物のサルモネラ検査を適宜考慮するものとする。

理由

新しく導入された豚を隔離して飼育している間にサルモネラ検査が実施されることも 考えられるので、追加することを提案する。

3. 第6.1章 食品安全システムにおける獣医サービスの役割

第6.1.4条

食品安全システムにおける獣医サービスの役割

1. 獣医サービスの責任

獣医当局又はその他の所管当局は、獣医サービスが必要な政策及び基準を施行することができる適当な組織環境、並びにそれが持続可能な方法で自らの任務を遂行するための適切なリソースを提供するものとする。獣医サービス内部には、明瞭で的確に成文化された責任分担及び命令系統が整備されるものとする。獣医当局又はその他の所管当局は、食品安全のための政策及び国内基準を作り上げる場合には、食品安全リスクが協調的な方法で取り組まれるよう確保するため、その他の責任当局と協力するものとする。

獣医サービスが食品安全に最大限寄与するようにするためには、獣医師及び動物看護士の教育及び研修が適切な水準の適格性を満たし、継続的な専門性向上のための国家プログラムが整備されていることが重要である。<u>適正規範(適正農業規範、適正衛生規範等)</u>やHACCP(危害分析・重要管理点)」の原則に関する教育及び研修をするべきである。

1 食品衛生の一般原則 (CAC/RCP 1-1969、コーデックス委員会)

理由

獣医師及び動物看護士は適正農業規範や HACCP の原則について理解していることが望ましいと考える。

第6.1.4条

序論

- 2. 食品チェーン全体にわたる活動
- a) 一次生産

獣医サービスは、農場におけるその存在及び農家との適切な協力を通じて、動物が衛生的な環境で飼育されるよう確保する上で、並びに動物疾病(公衆衛生上重大な健康状態を含む)の早期発見、サーベイランス及び治療の上で、重要な役割を担っている。獣医サービスは、動物疾病(人獣共通感染症を含む)の伝搬を限定する動物の飼養管理、バイオセキュリティ及び治療処置について助言する。

食品チェーン全体を通じたトレーサビリティの重要性から、獣医サービスによる動物個体識別の査察は、重要な機能である。

獣医サービスは、一次生産における化学的危害(医薬品及び農薬の残留、カビ毒、環境 汚染物質等)を最小限に抑える方法(動物の飼料を介したものを含む)に関し、農家を 支援する。生産者団体、とりわけ獣医師の助言者がいる生産者団体は、定期的に農家と 接触し、その優先事項を理解する適切な立場に置かれていることから、知識及び研修を 提供することが正に可能である。獣医サービスによる技術的支援は重要であり、民間獣 医師、及び獣医当局の被雇用者の両方が支援することができる。獣医サービスは、動物 飼養における生物学的製剤及び動物用医薬品(抗菌剤を含む)の責任ある慎重な使用を 確保する上で、中心的な役割を担っている。これは、抗菌剤耐性の発現リスク及び動物 由来食品中の危険な水準の動物用医薬品残留を最小限に抑えるのに役立っている。

<mark>獣医サービスは、一次生産における物理的危害(注射針等)の管理の方法に関し、農家</mark> <mark>を支援する。</mark>

理由

物理的危害についても対応が必要なため、追加することを提案する。

4. 第8. X章 結核菌群感染症

第8. X. 6条

ウシ科又はシカ科の結核菌群感染症の清浄群

- 2) 清浄性ステータスを維持するために、以下のいずれかを満たす。
 - c) 結核菌群感染症のレゼルボアが野生動物にいることが知られている場合、当該 国又は地域のすべての群では、第8. X. 4 条及び第8. X. 5 条の第1号 c に従った サーベイランスが実施されており、次の事項に基づき結核菌群感染のリスクが あるとされたすべての群は、評価された結核菌群感染の疫学的リスクに応じた 検査プログラムが実施されること。

以下の要件を満たす。

- <u>i)当該国又は地域のすべての群では、第8. X. 4 条及び第8. X. 5 条の第1号 c に</u> 従ったサーベイランスが実施されている。
- ii) 野生動物のレゼルボアからの結核菌群感染症の伝播リスクが、積極的なサーベイランスにより評価されており、感染リスクがあるとされた全ての群は 評価された結核菌群感染の疫学的リスクに応じた検査プログラムが実施されること。 群の感染<u>リスク</u>を特定するにあたっては、以下のことを考慮する。
- →

 <u>□</u> 野生動物の結核菌群感染症が疑われている又は確認された場所と関連している。

又は

<mark>ɨɨ)</mark> - 過去5年間で結核菌群感染症の発生がある。

又は

<mark>iii)</mark> - c(i) 又は(ii) の*群*と疫学的に関連がある。

理由

レゼルボアとなる野生動物が存在しないことが確認されている場合も、本規定の要件に 含まれるべきである。

5. 第15.1章 アフリカ豚コレラ感染症

第15.1.2条

国、地域又はコンパートメントの ASF ステータスの決定のための一般的基準

(最後のパラグラフ)

野生又は野生化若しくはアフリカ野生豚類の ASFV 感染が通報されても、<mark>本条の規定を 遵守する国</mark>からの、家畜又は飼育野生豚の産品を本章の関連する条項に従って安全に貿 易することができる。

理由

「本条の規定を遵守する国」には、輸出国で遵守されていることを輸入国が必要に応じてリスク評価するための、輸入を一時的に止めるプロセスが含意されていることを確認したい。